

国民健康保険に加入している方へ

ID 904564805(特別徴収、口座振替)

ID 823016167(減免制度、軽減制度) 問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

ID 317902189(マイナ保険証)

令和8年度国民健康保険税納税通知書 (第1～第8期)を7月中旬に発送

世帯主あてに国民健康保険税の納税通知書または決定通知書を送付します。前年中の所得、世帯内の国民健康保険加入者数および加入月数を基に年税額を決定したものです。世帯主が加入していなくても、世帯の中に加入者がいれば、世帯主あてに送付します。

特別徴収について

次のすべてに該当する方は、特別徴収(年金から天引き)による納付方法となります。

- ・世帯主が国民健康保険に加入している
- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である
- ・年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない

特別徴収による納付方法を希望しない方は、申請により口座振替による納付方法への変更ができます。

持ち物 マイナ保険証等、口座振替を希望する金融機関の通帳および届出印またはキャッシュカード

減免制度について

次のような事情で国民健康保険税を納めることが困難な世帯の方は、申請により国民健康保険税の一部または全部を減免します。

- ・災害により居住する家屋が被害を受けた場合
- ・世帯主および国保加入者の所得が劇的に減少する見込みの場合など

詳しくは、7月中旬送付の国民健康保険税納税通知書に同封する書類をご覧のうえ、ご相談ください。

非自発的失業者の軽減制度について

65歳未満の方が倒産・解雇・雇い止めなどの理由で失業した場合は、申請により国民健康保険税を軽減します。

持ち物 マイナ保険証等、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、個人番号が分かるもの



保険税納付は口座振替で

口座振替は一度の手続きで済み、金融機関等に納めに行く必要がないため大変便利です。

市役所窓口では、キャッシュカードがあれば、その場で申し込みが完了します。

資格確認書について

現在お使いの資格確認書は7月31日(金)で有効期限が切れます。

マイナ保険証をお持ちでない方等には、新しい資格確認書を簡易書留郵便で7月中に届くように発送します。資格確認書が届いたら、住所・氏名などをご確認いただき、記載事項に変更があれば早急に手続きをしてください。

70～74歳の方の自己負担割合について

70～74歳の方は、所得により自己負担割合が異なります。令和8年8月1日からの自己負担割合は、令和8年度の市・県民税課税所得金額により決定するため、所得の増減などにより変更となる場合があります。7月中にお届けする資格確認書または資格情報のお知らせでご確認ください。

有効期限が切れた資格確認書は、個人情報を読み取れないように裁断して破棄するか、問い合わせ先に返却してください。

マイナ保険証がおすすめです

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したマイナ保険証にすると、主に次のようなメリットがあります。

- ・過去に処方された薬や特定健診等の情報提供に同意することで、より良い医療を受けることができます。
- ・医療機関や薬局で支払う窓口負担額を限度額までに抑えることができます。
- ・マイナポータルで確定申告する時に、医療費控除の申請が簡単にできます。

登録は、マイナ保険証対応の医療機関等の窓口、セブン銀行ATM、市役所のほか、スマートフォン等を利用すると専用サイト「マイナポータル」で手続きすることができます。

特定健診前世代(35～39歳)健康診査を実施します

ID 594253113 問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

健診は日ごろの生活習慣を振り返り、健康習慣を手に入れるチャンスです。何かあってからでは通院が必要となる場合もあります。「健康に自信がある、特に症状がない」からこそ油断しないで40歳になる前に健診を受けましょう。

日時 8月2日(日) 午前8時40分～11時20分

場所 あいち健康クリニック

検査内容 問診、診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図など

対象 次のいずれにも該当する方

- ・受診日に津島市国民健康保険に加入中の方
- ・昭和62年4月1日～平成4年3月31日生まれの方

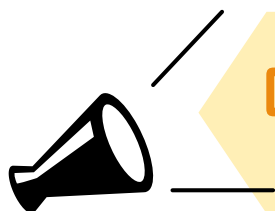
定員 64人(先着)

自己負担金 無料

申込 7月2日(木)～16日(木)に下記二次元コード、または電話で問い合わせ先へ。



健診は一日、
健康は一生。



国民年金保険料の免除制度および猶予制度

ID 657281334 問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

国民年金は、所得の減少や失業等で経済的に納付が困難な場合、本人・世帯主・配偶者(納付猶予は、本人と配偶者)の前年所得が一定額以下の場合には申請により、保険料の納付が免除等になります。

手続き

免除周期 毎年7月～翌年6月

受付 令和8年度分…7月から

過去2年間遡及の場合…随時

持ち物

- ・基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・令和6年12月31日以降に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証

その他

※ 免除制度は、毎年申請が必要です。ただし、継続申請希望者で前年に引き続き全額免除・納付猶予に該当した方は申請の必要はありません。

免除・納付猶予の対象となる所得の目安

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますのでご了承ください。

区分	所得の基準
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円

区分	月額 保険料	受給資 格期間	受け取る年金額の割合		追納期間
			H21.4以降	H21.3以前	
全額免除	0円	算入 され ます	8分の4	6分の2	10年以内
4分の3免除	4,480円		8分の5	6分の3	※3年度目以降に追 納する場合は、当 時の保険料額に経 過期間に応じた加 算額が上乗せされ ます。
半額免除	8,960円		8分の6	6分の4	
4分の1免除	13,440円		8分の7	6分の5	
納付猶予 (50歳未満)	0円		0		

保険料免除・保険料納付猶予制度

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、その納付部分を納めないと未納期間になります。

後期高齢者医療制度の加入者の皆さんへ

問合 保険年金課医療・年金 G ☎24-1114

▶ 令和8年8月以降の医療機関等へのかかり方についてのお知らせ

お手元の資格確認書の有効期限は、**7月31日(金)**です。8月以降の医療機関等へのかかり方については以下のとおりです(8月1日(土)における年齢を基準としています)。

85歳以上および84歳以下で、マイナ保険証を普段から利用されていない方 (マイナ保険証をお持ちでない方も含む)

これまでどおり、手続きなしで新たな**資格確認書(橙色)**を7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で発送しますのでお手元に届いた資格確認書で受診してください。

※マイナ保険証での受診も可

84歳以下で、マイナ保険証を普段から利用されている方

マイナ保険証で受診してください。**資格情報のお知らせ(A4)**を7月中旬から下旬にかけて普通郵便で発送します。マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、申請手続きにより資格確認書を交付しますのでご相談ください。

※マイナ保険証を普段から利用されている方は、以下の条件をともに満たす方です。なお、マイナ保険証のご利用状況は、新たな資格確認書を作成する時点の情報となります。

- ①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方
- ②概ね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用されている方

簡易書留郵便で送付する**資格確認書(橙色)**については、転送不要郵便のため、郵便局で転送届を提出されている場合は、転送先へお届けできません。あらかじめ保険年金課で送付先変更の申請があれば、その送付先に簡易書留郵便で発送することができます。ご希望の方は申請手続きをお願いします。

保険料に未納がある方については、納付相談を行い資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。

▶ 令和8年度の保険料額を通知します

後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送を予定しています。普通徴収の方には納付書を同封しますので、各金融機関やコンビニ等でお支払いください。

後期高齢者医療コールセンター

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療保険料額の算定方法や負担割合等についてコールセンターを常設しています。

開設期間

令和9年3月31日(水)まで(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※7月11日(土)～8月30日(日)は土・日曜日、祝日も開設

時間 午前8時45分～午後5時15分

☎0570-011-558

※通話料がかかります。

介護保険のお知らせ

ID 632628888(負担限度額認定証の更新)
問合 高齢介護課介護保険G ☎24-1117



介護保険料特別徴収(年金天引き)納付額の平準化を行います

平準化とは

介護保険料の特別徴収(年金天引き)は、4月・6月・8月を「仮徴収」、10月・12月・2月を「本徴収」として納めていただいています。

仮徴収の金額は、原則として前年度の2月の徴収額と同額が天引きされますが、収入の変動や介護保険料の改定などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。そこで、年間を通してできるだけ均等な額になるよう8月以降の徴収額を調整し、平準化を行います。

※平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません。

対象 特別徴収の方で、「仮徴収の額」と「本徴収の額」に大きな差が生じることが想定される方

※対象の方へは、変更金額を記載した通知書を7月上旬に送付します。

※仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象となりません。

※平準化の実施にあたり、個人での手続きは必要ありません。

介護保険負担限度額認定証の更新

ショートステイや介護保険施設を利用する場合の食費と居住費(滞在費)は、申請により利用者負担が軽減されます。**負担限度額認定証(若草色)**をお持ちの方が引き続き軽減を受けるには、毎年8月末までに申請が必要です。

現在負担限度額認定を受けている方には、7月上旬以降に更新申請書を送付します。減額の適用開始期間は8月1日(土)からとなります。申請が遅れると減額を受けられない月が発生する場合がありますので、必ず期間内に手続きをお願いします。

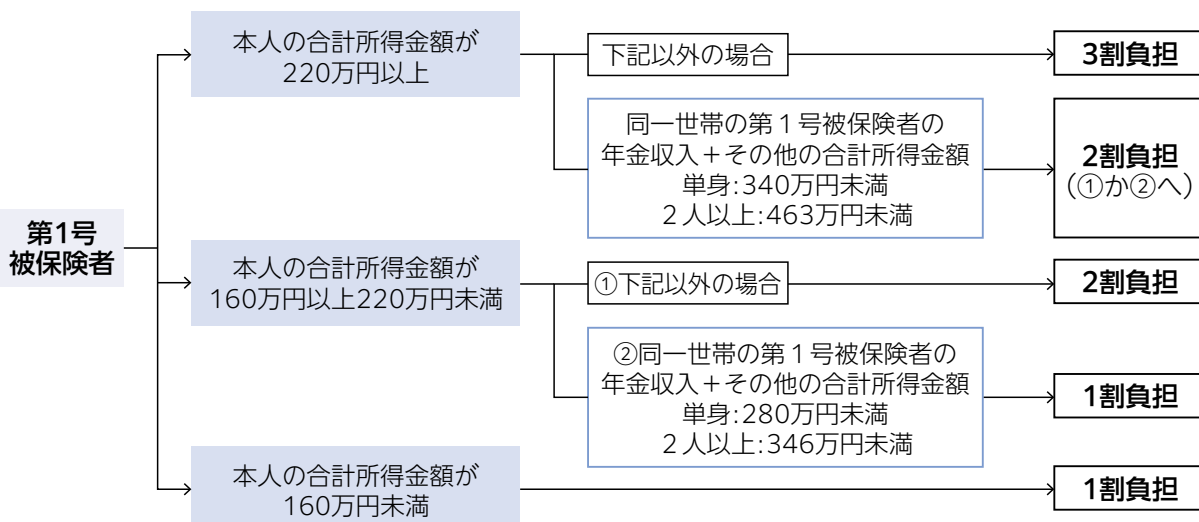
※申請をしても受給要件に該当しなくなった場合は、負担軽減を受けることができなくなります。

受付 7月1日(水)～8月31日(月)に問い合わせ先へ。

介護保険負担割合証の送付

現在、お持ちの**負担割合証(さくら色)**の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)から適用される負担割合証は7月中旬に送付します。ご自身の負担割合については、「介護保険負担割合証」でご確認ください。

負担割合判定フロー



※第2号被保険者、市民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担。

津島市成年後見センターからのお知らせ

ID 836578953 問合 津島市成年後見センター(福祉課・高齢介護課内)

☎24-1115(福祉課福祉G) ☎24-1118(高齢介護課長寿福祉G)

津島市成年後見センターのご案内

成年後見制度とは、知的障がいや精神障がい、認知症などの理由で意思決定能力が十分でない人の「財産」や「権利」を保護するための制度です。津島市成年後見センターでは、成年後見制度を中心に、身寄りのない人の身元保証制度など、利用する人に合った制度を利用者本人や支援者と一緒に考え、権利擁護支援を行っています。

主な 業務内容

相談 成年後見制度を中心に、権利擁護制度の相談をお受けします

利用支援 成年後見の申立て方法や手続きについて支援を行います

広報・啓発 制度に関する情報発信、研修会など啓発活動を行います

連携支援 制度利用後も地域や支援者間で連携できるよう支援します

相談受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

成年後見センター講演会 認知症になったらどうなる!?～お金・契約・手続のリアル～

認知症になると、銀行での手続や契約、財産の管理など、これまで当たり前に行っていたことが難しくなる場合があります。

安心して生活を送るために知っておきたい成年後見制度や、お金・契約・手続に関する身近な問題について、専門家が分かりやすくお話しします。

日時 7月26日(日) 午前10時～11時

場所 生涯学習センター小ホール

講師 山下陽子氏(今池法律事務所)

定員 100人程度(先着)

対象 どなたでも

参加費 無料

申込 7月1日(水)～22日(水)に二次元コードから、または電話か直接問い合わせ先へ。



糖尿病教室

問合 市民病院地域医療センター ☎28-5151 内線2113

日時・テーマ 表のとおり

場所 市民病院2階講義室

内容 糖尿病の病態・合併症治療について

対象 どなたでも

申込・参加費 不要(初回のみテキスト代500円が必要)

※内容は前後する場合があります。

ご了承ください。

※車でお越しの場合は、駐車券を会場までお持ちください。



開催日	スケジュール		
	午後2時～3時		
7月14日(火)	糖尿病の基本 (担当: 内分泌内科医師)	糖尿病網膜症について (担当: 視能訓練士)	食事の話 ～上手な食品の選び方～ (担当: 管理栄養士)
8月18日(火)		一緒に運動しよう! (担当: 理学療法士)	くすりの話 (担当: 薬剤師)
9月8日(火)		動脈硬化の検査 (担当: 臨床検査技師)	糖尿病患者の災害時の備え (担当: 看護師)

7月市民相談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談	3日、8月7日 午前10時～正午	市役所1階相談室	秘書広報課秘書G ☎24-1123
弁護士相談（要予約）	7、21日、8月4日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
司法書士相談（要予約）	28日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
成年後見制度に関する 専門職相談（要予約）	9日 午前10時～正午	市役所1階相談室	福祉課福祉G ☎24-1115
心配ごと相談	8日 午前10時～正午	南文化センター 市役所1階相談室	人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364
みんなの人権110番	月曜日～金曜日（祝日は除く） 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	14、21、28日、8月4日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	8、15、22、29日、8月5日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日（祝日は除く） 午前10時～午後4時	— （電話相談）	公益財団法人 認知症の人と家族の会愛知県支部 ☎0562-31-1911
こども家庭相談	月曜日～金曜日（祝日は除く） 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 2階こども家庭センター	☎24-0350
年金相談（要予約）	平日 午前8時30分～午後5時15分 週初の開所日 午後7時まで 第2土曜日 午前9時30分～午後4時	年金事務所	予約受付専用電話 予約日時は平日の時間帯のみ ☎0570-05-4890 ☎03-6631-7521
年金相談（要予約）	23日 午前10時～午後3時 予約開始は7月1日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談（要予約）	14日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日（祝日は除く） 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
創業・経営 個別無料相談会 （要予約）	9、15、23日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 勤労者金融相談	月曜日～金曜日（祝日は除く） 午前9時30分～午後4時30分	— （電話相談）	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・センター 移動事務所	16日 午前10時30分～正午	西地区 子育て支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	1、2、8、9、15、16、22、23、29、30日、 8月5、6日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G ☎24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総数……58,741人(-20) 男……29,052人(-1) 女……29,689人(-19) 世帯数……27,790世帯(+21) 6月1日現在、()は前月比
市内の交通事故・犯罪 〔4月〕	事故発生件数…未確定(未確定) うち死亡者……未確定(未確定) 犯罪発生件数…54件(151件) ()は令和8年中の累計
市内の火災	4月……1件(5件) ()は令和8年中の累計
救急車の出動回数	4月……279件(1,176件) ()は令和8年中の累計

今月の市税や料金など 納期限 令和8年7月31日(金)

固定資産税・都市計画税…第2期 国民健康保険税…第1期
介護保険料…第4期 後期高齢者医療保険料…第1期
市営・改良住宅家賃、保育所等利用者負担金…7月分

市税の今後の納期

	8月	9月	10月
市民税・県民税・森林環境税	第2期	—	第3期
固定資産税・都市計画税	—	—	—
国民健康保険税	第2期	第3期	第4期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。
取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、あいち銀行、名古屋銀行、東海労働金庫、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)